

お客さま各位

令和7年12月吉日
目黒信用金庫

暗号資産交換業者・資金移動業者へのご送金について

平素より、目黒信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

インターネットバンキングにおける不正送金をはじめ、SNS型投資・ロマンス詐欺・架空料金請求詐欺等の特殊詐欺においては、暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に被害金が送金される事案が昨今多発しております。

こうした状況を受け、当金庫は、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人と異なる送金依頼人名に変更して送金されるような異名義送金については、お客さまの大切な資産を守るため、お取引を制限させていただく場合がございます。

また、店頭での暗号資産交換業者等へのご送金の際は、お客さまが詐欺被害に遭われていないかの確認として、ご送金の理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等の提出を求めさせていただく場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、通常の投資目的等での暗号資産交換業者や資金移動業者へのご送金を全て禁止するものではありません。

以上